



平成25年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

平成25年11月14日  
東

上場会社名 株式会社ジーエヌアイグループ 上場取引所  
コード番号 2160 URL <http://www.gnipharma.com>  
代表者 (役職名) 取締役代表執行役社長 (氏名) イン・ルオ  
兼CEO  
問合せ先責任者 (役職名) 経営管理部 ディレク (氏名) 田中 忍 (TEL) 03-5326-3097  
ター  
四半期報告書提出予定日 平成25年11月14日 配当支払開始予定日 —  
四半期決算補足説明資料作成の有無 : 無  
四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 平成25年12月期第3四半期の連結業績 (平成25年1月1日～平成25年9月30日)

(1) 連結経営成績(累計) (%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
25年12月期第3四半期	124	3.3	△597	—	△622	—	△560	—
24年12月期第3四半期	120	126.0	△349	—	△361	—	△334	—

(注) 包括利益 25年12月期第3四半期 591百万円( —%) 24年12月期第3四半期 361百万円( —%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
25年12月期第3四半期	△5.56	—
24年12月期第3四半期	△3.36	—

(2) 連結財政状態

	総資産		純資産		自己資本比率
	百万円	百万円	百万円	百万円	%
25年12月期第3四半期	1,840	816	816	816	31.4
24年12月期	1,570	1,030	1,030	1,030	48.0

(参考) 自己資本 25年12月期第3四半期 578百万円 24年12月期 752百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
24年12月期	—	—	—	0.00	0.00
25年12月期	—	—	—	—	—
25年12月期(予想)	—	—	—	0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 平成25年12月期の連結業績予想 (平成25年1月1日～平成25年12月31日)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

下記の理由から、業績予想の開示は行っておりませんが、四半期決算の迅速な開示に努めると共に、合理的な業績の予想が可能となった場合には、速やかにその開示を行う予定であります。

- 1) 特発性肺線維症治療薬F647の製造販売に関して、政府許可の時期や政府の算定薬価が不明であること。
- 2) 上記事情から、市場への参入時期と販売予想額が算定できないこと。
- 3) 一方、これまでが開発中心の会社であり、新薬製造販売は今までの販売実績に対し金額的に、大幅な変更をきたすこと。

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 : 無  
 (連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)  
 新規 一社(社名) 、除外 一社(社名)

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 有
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	25年12月期3Q	102,513,831株	24年12月期	99,892,831株
② 期末自己株式数	25年12月期3Q	3,189株	24年12月期	3,189株
③ 期中平均株式数(四半期累計)	25年12月期3Q	100,862,818株	24年12月期3Q	99,441,212株

※ 四半期レビュー手続の実施状況に関する表示

この四半期決算短信は、金融商品取引法に基づく四半期レビュー手続の対象外であり、この四半期決算短信の開示時点において、四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー手続が実施中です。

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料2ページ「連結業績予想に関する定性的情報」をご覧ください。

## ○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 連結経営成績に関する定性的情報	2
(2) 連結財政状態に関する定性的情報	3
(3) 連結業績予想に関する定性的情報	3
2. サマリー情報(注記事項)に関する事項	5
(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動	5
(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用	5
(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	5
3. 四半期連結財務諸表	6
(1) 四半期連結貸借対照表	6
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	8
(3) 継続企業の前提に関する注記	10
(4) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記	10
(5) 重要な後発事象	10

## 1. 当四半期決算に関する定性的情報

## (1) 連結経営成績に関する定性的情報

当第3四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）において当社グループは前連結会計年度から引き続き医薬品開発を行う企業として成長を遂げるため、現在保有する創薬候補物の市場化を目指し、治験を着実に進めていくことを重要な経営課題としております。

## ■ 特発性肺線維症・放射線性肺炎・糖尿病腎症治療薬 F647

中国において、商品化に最も近い創薬候補物であるF647（一般名：ピルフェニドン）については、特発性肺線維症（IPF）治療薬、放射線性肺炎（RP）治療薬、及び糖尿病腎症（DN）治療薬という3つの適応症がありますが、① そのうち特発性肺線維症（IPF）治療薬において平成23年9月に中国国家食品薬品监督管理局（SFDA（現・国家食品薬品監督管理総局（CFDA））の新薬承認を取得致しました。新薬を販売する為に必要な製造販売許可の取得に向け、平成25年2月、特発性肺線維症治療薬F647の製造販売許可申請書を提出致しました。（詳細につきましては、平成25年2月4日に提出したIR資料をご参照ください。）② 一方、放射線性肺炎（RP）治療薬も良好な臨床試験の結果を受け、更なる有効性と安全性を確かめる為に第3相臨床試験を計画しております。尚、平成24年6月に中国において、F647とその誘導体であるF351について放射線性肺損傷治療用途として特許を取得し、更に平成25年2月に日本、平成25年9月にはカナダにおいてF647とF351の放射線性肺炎治療用途に関する特許を新たに取得致しました。（詳細につきましては、平成25年9月6日に提出したIR資料をご参照ください。F647を放射線性肺炎（RP）や腎不全の他にも多種の線維症治療薬として開発を進めております。③ 平成25年1月、新たにF647の追加適応症として糖尿病腎症（DN）治療薬の治験許可（IND）申請書を提出致しました。（詳細につきましては、平成25年1月23日に提出したIR資料をご参照ください。）

## ■ 肝線維症治療薬 F351

これらに続く創薬候補物のF351は、イーピーエス株式会社（4282東証一部上場企業）と当社グループが保有する技術、知的財産、ノウハウ等を共有し肝線維症等の分野での新しい医薬品や医療技術の早期開発を目的として設立致しました合弁会社であるGNI-EPS Pharmaceuticals, Incにて、平成25年6月に中国に於いて肝線維症治療薬F351の第1b相臨床試験（様々な用量での長期に亘る服用についての更なる試験）を終了致しました。（詳細につきましては、平成25年6月28日に提出したIR資料をご参照ください。）また、インドにおいてF351の物質、製造方法及び線維症治療用途に関する特許査定のお知らせを受領致しました。この他、肝線維症と類似する腎線維症は最終的に腎不全へとつながる疾患であり、効果的な治療薬の開発が早急に望まれる疾患であります。この腎線維症についても現在F351の有効性を確認する為の各種動物実験を行っており、現段階において、F351は肝線維症及び腎線維症に対し、優れた特徴を示しており将来の新薬開発を期待しているところであります。尚、当社は中国、豪州、カナダ、米国、日本、及び欧州でF351の特許権を取得しております。

## ■ 急性肝不全・慢性肝不全急性化（ACLF）治療薬 F573

急性肝不全・慢性肝不全急性化（ACLF）治療薬 F573は、前述F647、F351に続く3つ目の新薬候補物であります。F573は、強力な肝細胞死阻害剤として米国企業EpiCept社が開発したジペプチド化合物であります。中国は、B型肝炎ウイルスが原因で、世界でも大きな肝疾患市場となっており、重症肝炎の最終ステージにおいて、大規模な肝細胞死が発生する可能性があります。現存する抗ウイルス剤以外、残された選択肢である肝臓移植は大変高価な最終手段であり、早急な新薬の開発が望まれるところであります。当社グループは、過去3年に渡り、F573の合成法等について体系的に前臨床試験を行って参り

ました。その結果、様々な肝不全動物モデルにおいて、F573が強力な細胞死の阻害並びに生存率改善を示した事を受け、平成23年7月に上海食品薬品监督管理局（FDA）に対し、新薬治験許可（IND）申請書を提出致しました。

#### ■ その他

① 子会社・北京コンチネント薬業有限公司（BC社）は、平成24年10月30日にBeijing Municipal Government が推進するバイオ関連企業の成長性に於いて成果を出した企業に与えられるG20 Project Innovation Award を受賞し、市の投資機関を通して1千万RMBの投資受入れの契約書を締結致しました。（詳細につきましては、平成25年5月15日及び同年6月4日に提出したIR資料をご参照ください。）② 子会社・上海ジェノミクス社（SG社）は、F647の開発に関して重点先端科学技術開発分野で顕著なる功績を表彰され、研究開発資金として助成金977千RMBの交付通知を受領致しました。（詳細につきましては、平成25年6月7日のIR資料をご参照ください。）

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は、前年同四半期より4,015千円増加し、124,558千円となりました。試験研究費が前年同四半期より271,860千円増加したため、営業損失は、前年同四半期より247,370千円増加し、597,019千円、経常損失は、前年同四半期より、261,759千円増加し、622,865千円となりました。四半期純損失は、前年同四半期より226,026千円増加し、560,330千円となりました。

尚、営業外費用に計上した株式交付費11,627千円は、行使価額修正条項付き第36回新株予約権（第三者割当て）の発行及びコミットメント条項付き第三者割当てに関して発生した登記代や専門家に支払ったアドバイザー代です。営業外費用に計上した為替差損9,749千円は、主に連結子会社であるGNI-EPS Pharmaceuticals, Incが保有している外貨預金の評価替えにより発生したものであります。特別損失に計上した減損損失3,476千円は、連結子会社である北京コンチネント薬業有限公司にて、製造用機械の一部が「固定資産の減損に係る会計基準」に基づく減損の兆候が認められたため、発生したものであります。

日本セグメントにおきましては、当第3四半期連結累計期間の売上高は、前年同四半期より9,880千円増加し、24,104千円、セグメント損失は、前年同四半期より1,452千円増加し、130,701千円となりました。

中国セグメントにおきましては、当第3四半期連結累計期間の売上高は、前年同四半期より2,701千円増加し、121,818千円、セグメント損失は、前年同四半期より305,414千円増加し、460,268千円となりました。

#### (2) 連結財政状態に関する定性的情報

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて270,110千円増加し、1,840,380千円となりました。負債は、前連結会計年度末に比べて484,505千円増加し、1,024,125千円となりました。純資産は、前連結会計年度末に比べて214,394千円減少し、816,255千円となりました。純資産の増減は、主に560,330千円の四半期純損失を計上したことによる減少及び新株予約権のうち未行使の新株予約権が行使されたことに伴い資本金及び資本準備金が合計で364,801千円増加したことによります。

#### (3) 連結業績予想に関する定性的情報

当社グループは、現在、主に中国にて薬の開発を行っております。下記の理由から、業績予想の開示

は行っておりませんが、四半期決算の迅速な開示に努めると共に、合理的な業績の予想が可能となった場合には、速やかにその開示を行う予定であります。

- 1) 特発性肺線維症治療薬F647の製造販売に関して、政府許可の時期や政府の算定薬価が不明であること。
- 2) 前述事情から、市場への参入時期と販売予想額が算定できないこと。
- 3) 一方、これまでが開発中心の会社であり、新薬製造販売は今までの販売実績に対し金額的に、大幅な変更をきたすこと。

## 2. サマリー情報(注記事項)に関する事項

## (1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動

該当事項はありません。

## (2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用

該当事項はありません。

## (3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

## 【会計方針の変更】

当第3四半期連結累計期間  
(自平成25年1月1日至平成25年9月30日)

## (有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社グループのうち、当社及び子会社である北京コンチネント薬業有限公司社(以下、「BC社」)は、有形固定資産の減価償却方法について従来、主として定率法(但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)を除く)を採用しておりましたが、第1四半期連結会計期間より定額法に変更しております。

当社グループの事業計画では、BC社は当期より新薬(F647、特発性肺線維症治療薬)の製造開始を予定しております。現時点で必要とされている新規製造設備はすでに設置され、今後は耐用年数に亘って安定的な使用を計画しております。この新規投資は、収益に対して長期的かつ安定的に貢献することが見込まれることから、設備投資した資産は耐用年数に亘って均等配分し、収益と費用との対応の観点から定額法が経営実態を適切に反映するより妥当な方法であると判断しております。

また既存の製造設備についても、新薬の開発を契機に製造設備の使用状況を検討したところ、概ね耐用年数に亘って安定的に使用されていることから投下資本を平均的に回収する方法が最も合理的と判断しております。また既存の製造設備の修繕維持費も過去実績を検討した結果、大きな変動はなく時の経過と共に著しい劣化又は機能が低下する製造設備ではないと判断しております。

更に当社における固定資産は当社グループ全体から見ると比較的少額なものであり、子会社の減価償却方法と一致させることが経営管理上、合理的と判断しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比べて、当第3四半期連結累計期間の売上総損失は954千円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失はそれぞれ978千円減少しております。

3. 四半期連結財務諸表  
 (1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	821,954	768,040
受取手形及び売掛金	36,832	51,275
有価証券	6,955	7,990
たな卸資産	73,532	116,446
その他	21,130	35,817
貸倒引当金	△19,700	△27,240
流動資産合計	940,705	952,328
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	98,039	108,485
機械及び装置(純額)	35,448	31,448
車両運搬具(純額)	6,270	10,584
工具、器具及び備品(純額)	4,864	4,797
建設仮勘定	64,887	74,386
有形固定資産合計	209,510	229,701
無形固定資産		
のれん	100,928	109,623
特許権	—	188,657
借地権	312,479	352,371
ソフトウェア	448	442
無形固定資産合計	413,856	651,094
投資その他の資産		
その他	6,198	7,255
投資その他の資産	6,198	7,255
固定資産合計	629,564	888,051
資産合計	1,570,269	1,840,380
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	43,789	57,857
短期借入金	101,960	101,153
1年内返済予定の長期借入金	3,938	4,524
未払金	28,202	15,692
未払費用	7,584	8,964
前受金	38,509	76,534
未払法人税等	24,351	24,981
預り金	1,728	307,902
賞与引当金	10,849	7,559
その他	102	—



(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
流動負債合計	261,016	605,170
固定負債		
長期借入金	261,028	287,079
預り保証金	—	111,860
その他	17,575	20,015
固定負債合計	278,603	418,954
負債合計	539,620	1,024,125
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,504,692	3,687,092
資本剰余金	3,464,692	3,647,092
利益剰余金	△6,202,351	△6,762,682
自己株式	△155	△155
株主資本合計	766,877	571,347
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△13,884	6,788
その他の包括利益累計額合計	△13,884	6,788
新株予約権	161,569	173,051
少数株主持分	116,086	65,067
純資産合計	1,030,649	816,255
負債純資産合計	1,570,269	1,840,380

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書  
 四半期連結損益計算書  
 第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
売上高	120,542	124,558
売上原価	93,255	127,269
売上総利益又は売上総損失(△)	27,286	△2,711
販売費及び一般管理費	376,935	594,307
営業損失(△)	△349,648	△597,019
営業外収益		
受取利息	452	614
その他	841	1,959
営業外収益合計	1,293	2,574
営業外費用		
支払利息	6,865	6,919
為替差損	132	9,749
株式交付費	5,325	11,627
その他	428	124
営業外費用合計	12,751	28,420
経常損失(△)	△361,106	△622,865
特別利益		
賞与引当金戻入額	1,683	—
新株予約権戻入益	2,692	—
過年度損益修正益	31	—
固定資産売却益	1,429	141
償却債権取立益	5,859	—
その他	138	—
特別利益合計	11,835	141
特別損失		
固定資産売却損	349	—
減損損失	13,333	3,476
特別損失合計	13,682	3,476
税金等調整前四半期純損失(△)	△362,954	△626,200
法人税、住民税及び事業税	907	907
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△363,861	△627,107
少数株主損失(△)	△29,557	△66,776
四半期純損失(△)	△334,304	△560,330

四半期連結包括利益計算書  
第3四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△363,861	△627,107
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	2,151	35,931
その他の包括利益合計	2,151	35,931
四半期包括利益	△361,710	△591,176
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△332,863	△539,657
少数株主に係る四半期包括利益	△28,846	△51,518

## (3) 継続企業の前提に関する注記

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

## (4) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)

第2四半期連結累計期間において第三者割当による新株予約権のうち未行使新株予約権(40個、400,000株)並びにその他新株予約権(1,354個、1,354,000株)、更に、当第3四半期連結会計期間において新株予約権(867個、867,000株)の行使がされたため、当第3四半期連結累計期間において資本金及び資本準備金が182,400千円増加致しました。この結果、当第3四半期連結会計期間末において、資本金が3,687,092千円、資本準備金が3,647,092千円となっております。

## (5) 重要な後発事象

1. 当社は、平成25年9月25日付の取締役会決議による委任に基づき、平成25年10月7日付の経営会議において、平成25年6月10日に発行した第36回新株予約権(第三者割当て)のうち、平成25年10月24日に残存する第36回新株予約権の全部を取得及び消却することを決議しました。

① 銘柄名：株式会社ジーエヌアイグループ第36回新株予約権(行使価額修正条項付き)

② 取得及び消却する新株予約権の個数：933個

③ 新株予約権の取得及び消却日：平成25年10月24日

④ 新株予約権の取得価額：69,042千円(新株予約権1個当たり74千円)

2. 当社は、平成25年9月25日付の取締役会決議による委任に基づき、平成25年10月7日付の経営会議において、第37回新株予約権(第三者割当て)(以下「本新株予約権」といいます。)を発行すること、並びに、本新株予約権について、金融商品取引法による届出の効力発生後に、下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結することを決議しました。

決議年月日	平成25年10月24日
新株予約権の数(個)	960(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,600,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成25年10月25日 至 平成27年10月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、10,000株であります。

2. 本新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

3. 本行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下の通りです。

①本新株予約権の目的となる株式の総数は9,600,000株、割当株式数（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数）は10,000株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（注3③に定義する。）が修正されても変化しない。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(i)新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(ii)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初441円とする。但し、行使価額は下記③に定めるところに従い調整されるものとする。

③行使価額の修正

(i)下記(ii)を条件に、行使価額は、行使日以降、各修正日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。

(ii)修正日にかかる修正後の行使価額が300円（以下「下限行使価額」という）を下回ることとなる場合には下限行使価額を修正後の行使価額とする。

④本新株予約権の取得

(i)本新株予約権の取得が必要と取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり49,000円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(ii)株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり49,000円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

⑤権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は割当先との間で、以下の内容を含む本新株予約権のコミットメント条項付き第三者割当て契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結しました。本割当契約に従って、当社は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付き新株予約権を割当先に付与したうえで、割当先が自らの判断で本新株予約権を行使するほか、今後資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定（以下「行使指定」という）できる仕組みとなっており、割当先は、かかる指定を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指定された数の本新株予約権を20取引日の期間中に行使することをコミットする。但し、当社が一度に指定できる本新株予約権の数には一定の限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、指定の前日までの1ヶ月間又は3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の3日分を超えないように指定する必要がある。複数回の指定を行う場合には20取引日以上の間隔を空けなければならない。また、当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合など一定の場合には当社はかかる指定を行うことはできない。当社は、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下「停止指定」という）することができる。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、また、当社は、一旦行っ

た停止指定をいつでも取り消すことができる。但し、前述の本新株予約権を行使すべき旨の指定を受けて割当先がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような停止指定を行うことはできない。

⑥当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

⑦その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

4. 株式の発行価格は、本新株予約権の発行価格1株当たり4.9円と行使時の払込価格とを合算した額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 平成25年6月10日に発行致しました第36回新株予約権は、平成25年10月24日までに下記の通り行使されました。

- ① 銘柄名：株式会社ジーエヌアイグループ第36回新株予約権（行使価額修正条項付き）
- ② 平成25年10月の交付株式数：27個（270,000株）
- ③ 平成25年10月の行使額面総額：135,000千円
- ④ 平成25年10月に行使された新株予約権の発行価格総額：1,998千円
- ⑤ 資本へ組み入れる額：68,499千円

4. 平成25年10月24日に発行致しました第37回新株予約権は、平成25年11月13日までに、以下の通り行使されました。

- ① 銘柄名：株式会社ジーエヌアイグループ第37回新株予約権（行使価額修正条項付き）
- ② 平成25年11月13日までの交付株式数：356個（3,560,000株）
- ③ 平成25年11月13日までの行使額面総額：1,498,370千円
- ④ 平成25年11月13日までに行使された新株予約権の発行価格総額：17,444千円
- ⑤ 資本へ組み入れる額：757,907千円

5. その他、当第3四半期連結会計期間終了後平成25年11月13日までに、389個の新株予約権が行使されました。その概要は次の通りであります。

- ① 行使された新株予約権の数：389個（389,000株）
- ② 行使額面総額：13,026千円
- ③ 行使された新株予約権の総額：11,887千円
- ④ 資本へ組み入れる額：12,456千円